

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が処理責任を負う一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。

現代社会において、ごみは人間が生活をしていく中でほぼ確実に発生します。また、資源は限りあるものであり次の世代が困窮することの無いよう、社会の仕組みや人間の諸活動を極力、環境に負荷を与えない循環型の社会システム構築が必須と考えます。

これを果たすためにも私たちはごみに対する意識を高め、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進していき、循環型社会形成に寄与していかなければなりません。

国においては、平成 25 年度に「第三次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）が策定され、毎年点検・見直しが行われており、平成 28 年 9 月には環境省よりごみ処理基本計画策定指針が示されました。同計画及び指針では循環型社会の形成はもちろん、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑えるといった低炭素社会づくりをはじめ、自然との調和および共生となる地域循環圏の社会を構築していくことを進めており、特に、近年ではライフサイクルコストの観点から、全国的にリサイクルに比べて取組が遅れていた 2R（リデュース・リユース）による廃棄物の発生、排出の抑制に力を入れる取組が強まっています。

秋田県では、平成 28 年に「第 3 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」（以下、「秋田県循環基本計画」という。）が策定され、国の動向を踏まえて 3R の推進と地域循環圏の形成等の施策を掲げております。

このような背景を踏まえ、本市においても循環型社会実現に向け、廃棄物行政の様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図るべく、本計画を策定するものです。

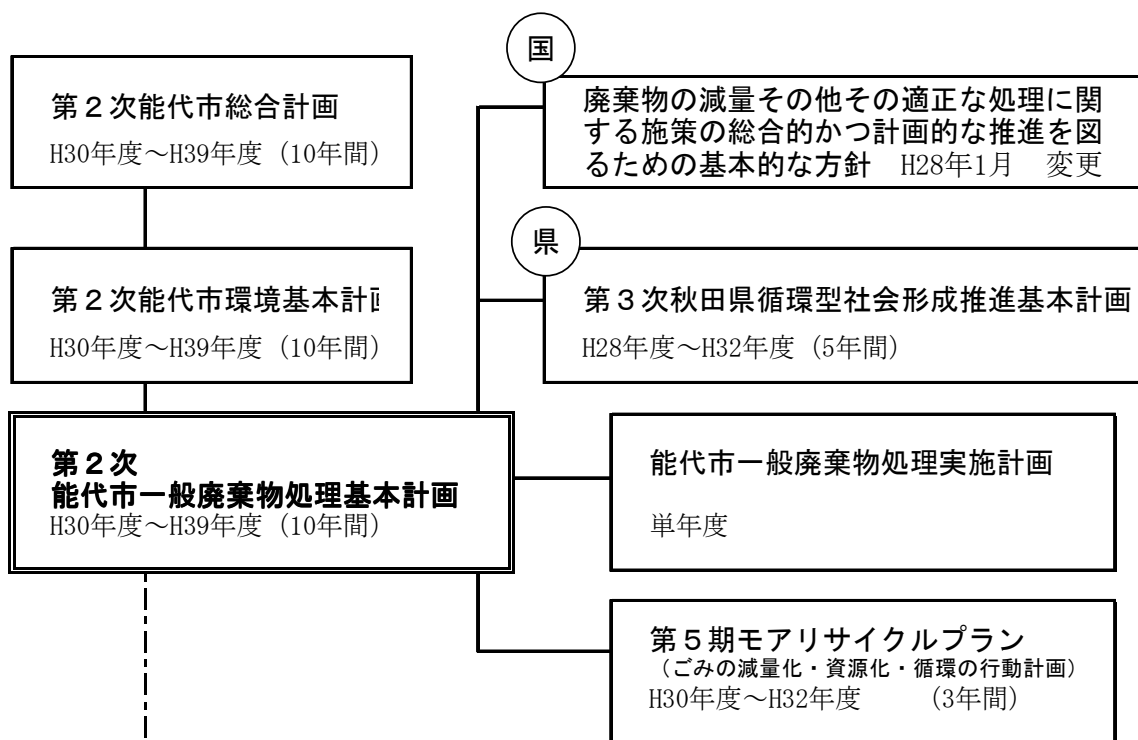
2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、能代市の最上位計画である「第 2 次能代市総合計画」及び「第 2 次能代市環境基本計画」に準じて策定しています。その他、本市の策定した計画で関連があるものとしては、「能代市分別収集計画」「能代市生活排水処理整備構想」「能代市地域防災計画」があります。

また、国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」や、秋田県が策定した「第 2 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」においても一般廃棄物の減量化に関する施策等が掲げられています。

このような中で、本計画は長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

関連する計画との体系



- <関連計画>

 - 能代市分別収集計画
 - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」とする。）第8条の規定より、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み等を定めている。
 - ・ H28年度～H32年度（5年間）

 - 能代市生活排水処理整備構想
 - ・ 基本計画、実施計画の「生活排水処理編」で関連性が強い計画。
 - ・ 公共下水道等の生活排水処理施設は、国土交通省や農林水産省等の各省所管事業となっているが、各関係部局間との十分な調整を図り、関係事業を一元的な視点で捉えて計画を策定している。
 - ・ H28年3月策定（H37年度まで）

 - 能代市地域防災計画
 - ・ 市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について防災関係機関を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めている。
 - ・ 震災時や一般災害時の廃棄物処理計画を策定。
 - ・ H27年3月 修正

3. 計画期間

この計画は、平成30年度から平成39年度までの10年間（前期5年、後期5年）とします。

なお、この計画は、概ね5年後に見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直すものとします。

4. 広域的取組の推進

一般廃棄物の処理は、財政的・技術的な理由から、複数の自治体による広域的処理が全国的に行われており、ごみ処理については、本市を含む1市3町（能代市、藤里町、三種町、八峰町）で構成する「能代山本広域市町村圏組合」で焼却処理、破碎、選別などの中間処理を南部清掃工場と北部粗大ごみ処理工場において広域的に行っておりますが、現施設の老朽化が進んでいるため、平成37年度稼働に向けて両施設が新たに建設される予定となっております。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可する業者により収集され、能代地域は「能代山本広域市町村圏組合」が運営する「中央衛生処理場」で、二ツ井地域は本市を含む2市1町1村（能代市、北秋田市、藤里町、上小阿仁村）で構成する「北秋田市周辺衛生施設組合」が運営する「米代流域衛生センター」で処理しております。

なお、「米代流域衛生センター」は平成31年度末で廃止され、「北秋田市周辺衛生施設組合」が解散する予定であることから、二ツ井地域のし尿及び浄化槽汚泥については、平成32年度から、「中央衛生処理場」で処理することとしております。

本計画を実施するにあたっては、周辺市町村と連携を図りながら、より効果的・効率的な事業展開を模索していきます。

5. 計画の進行管理

ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標と目標を達成すべく市の個別施策を設定し、数値目標については「能代市一般廃棄物処理実施計画」において、市の個別施策については「モアリサイクルプラン」において、達成状況・進捗状況について進行管理を行っていきます。